

令和 6 年度
山形県内部統制評価報告書

山 形 県

令和6年度山形県内部統制評価報告書

山形県知事 吉村美栄子は、地方自治法第150条第4項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

山形県においては、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表。以下「ガイドライン」という。）に基づき、「山形県内部統制に関する基本方針」（令和2年3月23日山形県内部統制推進本部会議決定。以下「基本方針」という。）を策定するとともに、「山形県内部統制実施要領」（令和2年3月23日付け総務部行政改革課長通知。以下「実施要領」という。）を定め、当該基本方針及び実施要領により、財務に関する事務等に係る内部統制体制の整備及び運用を行っています。

2 評価手続

山形県においては、令和6年4月1日から令和7年3月31日までを評価対象期間とし、令和7年3月31日を評価基準日として、ガイドラインに基づき、財務に関する事務等に係る内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

知事部局の全所属において、上記の評価手続により評価作業を実施したところ、内部統制は全体としては概ね有効に運用されていたものの、別紙のとおり、議決手続きを経ないで行った変更契約や積算誤りによる契約解除などの重大な不備が11件あったほか、支出遅延や補助金に係る事務手続きの遅延などの大きな不備が19件あったことから、不備のあった所属における内部統制は一部有効に機能していませんでした。

4 不備の是正に関する事項

評価手続により判明した不備については、該当所属において再発防止策を講じ、適正な事務の執行に取り組んでいるところです。

なお、基本的にそれぞれのリスクに応じてあらかじめ整備した対応策を着実に実行していくれば防ぐことができたものと考えられることから、各所属においてリスク対応策を着実に実行することにより、適正な事務の執行がより一層図られるよう取り組んでまいります。

令和7年7月11日

山形県知事 吉村 美栄子

重大な不備及びその是正の概要

1 支出関係 2件

(1) 村山総合支庁子ども家庭支援課において、児童扶養手当の支給額に誤りがあった案件が発生しました。受給者の所得状況等が記載された現況届について、市町村から提出された内容の確認が不十分だったことによるものです。

今後は、県と市町村の担当者を対象とした研究会の実施により、改めて制度や事務処理の理解促進を図るとともに、現況届を確認するチェックシートの内容をより分かりやすく修正することで、再発防止に努めていくこととしました。

(2) 村山総合支庁生活福祉課において、生活保護費の支給額に誤りがあった案件が発生しました。業務主任者による被保護者の状況把握や書類収集が不十分で、適切な事務処理がなされなかつたことによるものです。

今後は、業務主任者が年間業務計画を作成し、組織内で共有することで業務内容の可視化を図り、進捗管理の徹底を通じて再発防止に努めていくこととしました。

2 契約関係 2件

(1) 村山総合支庁北村山建設総務課において、条例に基づき議会の議決を要する工事の変更契約について、議決を経ずに契約を締結した案件が発生しました。条例の「予定価格5億円」についての認識の誤りから増額変更による議決は不要と判断したこと、また、必要な手続きがマニュアル等に規定されていなかつたため組織的なチェック体制が機能しなかつたことによるものです。

今後は、事務マニュアルに注意事項を明記して担当者間での共有を図るとともに、変更契約時のチェックリストを新たに整備し、再発防止に努めていくこととしました。

(2) 置賜総合支庁西置賜建設総務課において、条例に基づき議会の議決を要する工事の変更契約について、議決を経ずに契約を締結した案件が発生しました。条例の「予定価格5億円」についての認識の誤りから増額変更による議決は不要と判断したこと、また、必要な手続きがマニュアル等に規定されていなかつたため組織的なチェック体制が機能しなかつたことによるものです。

今後は、新たに発出された事務取扱通知に従って確実かつ適正に事務処理を行うとともに、経理係マニュアル（引継書）等へ関連情報を追記し、決裁時にはチェックリスト等を活用することで、再発防止に努めていくこととしました。

3 入札関係 5件

(1) 総務部高等教育政策・学事文書課において、予定価格を上回ったまま落札決定を行ったため、落札者決定を取り消した案件が発生しました。税抜価格で比較すべきところ、誤って税込価格を予定価格と認識してしまつたことによるものです。

今後は、入札事務処理手続きの確認体制を見直し、チェックの強化を図ることで、再発防止に努めていくこととしました。

(2) 県土整備部庄内空港事務所において、工事請負契約に係る入札事務に関して、設計書と付属書類の内容に齟齬があったことが判明し、契約を解除した案件が発生しました。入札事務手続きの中で確認が漏れていたことによるものです。

今後は、決裁過程において複数名での確認を徹底するとともに、支援機関から設計書の成果品を受領する際は、設計書と付属書類の内容の確認を徹底することで、再発防止に努めていくこととしました。

(3) 県土整備部港湾事務所において、業務委託契約の入札事務に関して、最低制限価格の算定に誤りが判明し、落札決定を取り消した案件が発生しました。審査段階で修正された工事価格から算出される最低制限価格の修正が漏れしたことによるものです。

今後は、最低制限価格等は、必ず最終の設計書であることを確認して作成し、予定価格書及び最低制限価格を作成者以外の職員による確認を徹底することで、再発防止に努めていくこととしました。

(4) 村山総合支庁森林整備課において、2月補正で予算措置された工事請負契約に係る入札事務に関して、落札者決定後に予定価格の積算誤りが判明し、落札決定を取り消した案件が発生しました。年度末の限られた期間での対応となり、積算内容の確認が不十分だったことによるものです。

今後は、積算内容の確認を徹底するほか、チェックシートに特殊施工単価に関する項目を追加するなど、再発防止に努めていくこととしました。

(5) 庄内総合支庁農村計画課において、業務委託契約に係る指名競争入札事務について、落札者決定後に予定価格の積算誤りが判明し、落札者決定を取り消した案件が発生しました。関係職員の確認不足によるものです。

今後は、チェックリストの更新や所属内査読会の実施、ミスに関する知見の共有を蓄積しながら職員の資質向上を図ることで、再発防止に努めていくこととしました。

4 その他 2件

(1) 環境エネルギー部水大気環境課において、測定データの通信料の支払いに関して、予算確保や覚書締結等の経費負担に関する事務を怠り、数年間にわたり職員が自費で支払った案件が発生しました。担当職員が様々な業務を抱え込み、担当内のコミュニケーションが不足し情報共有が行われなかつたことや、担当職員の自費払に関する認識が不十分だったことによるものです。

今後は、所属内の「支払事務執行一覧表」を整理し、担当内で月1回の定期的なミーティングの開催による業務の進捗や問題点を確認する機会を設けることで、再発防止に努めていくこととしました。

(2) 健康福祉部高齢者支援課において、国庫補助金を活用して整備した社会福祉施設の財産処分に関して、県の承認手続きの遅滞により、事業者側の施設解体が1年以上遅れた案件が発生しました。担当者が承認申請書の処理を失念していたことによるものです。

今後は、事務処理の進捗状況の一覧を作成し、複数人での事務処理の確認を徹底することで、再発防止に努めていくこととしました。

大きな不備及びその是正の概要

1 収入関係 2件

(1) 産業労働部産業創造振興課において、土地建物貸付の収入事務に関して、10万円以上の調定手続き漏れが生じた案件が発生しました。複数年度契約の初年度に全年度分を一括して調定・収納済と誤認し、途中年度の調定は不要と考えていたことによるものです。

今後は、土地建物貸付収入に係る年度調定の項目を入れた「収入調定手続きチェックシート」を作成し、再発防止に努めていくこととしました。

(2) 産業労働部産業創造振興課において、使用料の収入事務に関して、使用料に係る延滞金の算出を誤った案件が発生しました。条例の規定に基づき延滞金を算出するところ、条例が改正されたことを失念し、従前の割合を用いて算出していたことによるものです。

今後は、計算した延滞金を業務管理者とダブルチェックする際に、算出の根拠となる条例及び会計事務の手引きと作成した資料を突合し、計算に用いる割合に誤りがないかの確認を徹底することで、再発防止に努めていくこととしました。

2 支出関係 6件

(1) みらい企画創造部国際人材活躍・コンベンション誘致推進課において、さくらんぼ贈答に係る支出事務に関して、未請求を理由に履行を確認した日から4か月を超えて遅延した案件が発生しました。業務の進捗状況の確認を怠ったことによるものです。

今後は、次年度以降に向けて記録を残し引継ぎを万全にすることで、再発防止に努めていくこととしました。

(2) 防災くらし安心部防災危機管理課において、前金払の賃借料に係る支出事務に関して、未請求を理由に年度を超えて支払が遅延した案件が発生しました。業務の遂行について、複数体制で進捗管理を行っていなかったことによるものです。

今後は、複数体制による進捗管理の徹底を図ることで、再発防止に努めていくこととしました。

(3) しあわせ子育て応援部庄内児童相談所において、公用車の修理費用の支出事務に関して、支払い期限から3か月を超えて遅延した案件が発生しました。走行中に自走困難となった公用車の緊急修理に伴う必要予算の措置手続きを怠ったことによるものです。

今後は、予算差引補助簿に事務執行チェック欄を設け、進捗管理を徹底することで、再発防止に努めていくこととしました。

(4) 農林水産部森林研究研修センターにおいて、負担金の支出事務に関して、未請求を理由に支払い期限から4か月を超えて遅延した案件が発生しました。所属内の支払対象の一覧には記載されていたもののチェックリストに記載されていなかったため、結果的に請求漏れに気づくことができなかつたことによるものです。

今後は、支払チェックリストに明記するとともに、次年度以降、業務管理者から請求を行っていくことで、再発防止に努めていくこととしました。

(5) 置賜総合支庁地域保健福祉課において、生活保護法に基づく要介護状態等の審査判定に係る委託料の支出事務に関して、請求書を受理しているにもかかわらず、支払期限から3か月を超えて遅延した案件が発生しました。契約内容を確認することなく、支払いをまとめて行うこととしたことによるものです。

今後は、請求書受理後速やかに支出行為を行うとともに、進捗状況確認一覧表を整備することで、再発防止に努めていくこととしました。

(6) 庄内総合支庁農村計画課において、研修会参加者の費用弁償について、未請求を理由に年度を超えて支払が遅延した案件が発生しました。事務執行チェックシートの作成による進捗管理を行っていなかったことによるものです。

今後は、事務執行チェックシートを作成することにより進捗管理を徹底することで、再発防止に努めていくこととしました。

3 契約関係 4件

(1) 観光文化スポーツ部博物館において、業務委託の契約事務に関して、契約保証金を正当な理由もなく徴収していなかった案件が発生しました。規則の認識を誤り、免除可能と判断したことによるものです。

今後は、契約保証金の免除規定を正しく理解するとともに、決裁過程での確認を徹底することで、再発防止に努めていくこととしました。

(2) 農林水産部農業技術環境課において、契約保証金の返還に関して、未請求を理由に完了検査から支払いまで4か月を超えた案件が発生しました。歳入歳出外現金の年度繰越しに残高確認を怠ったことによるものです。

今後は、歳入歳出外現金の残高を確認するとともに、精算払の際に、契約保証金の返還手続きを周知徹底することで、再発防止に努めていくこととしました。

(3) 村山総合支庁北村山道路計画課において、正当な理由もなく工事請負契約を締結せずに分割発注を行った案件が発生しました。修繕箇所が車両や歩行者への影響が懸念されたため、緊急対応として工事請負契約以外の方法で対応したことによるものです。

今後は、工事請負契約が対象となる内容を正しく理解するとともに、複数人での確認を徹底することで、再発防止に努めていくこととしました。

(4) 庄内総合支庁水産振興課において、業務委託の契約事務に関して、契約保証金を正当な理由もなく徴収していなかった案件が発生しました。規則の認識を誤り、免除可能と判断したことによるものです。

今後は、契約保証金免除の有無について、新たに作成する「契約保証金チェックリスト」により、業務管理者及び業務総括者等の複数人での確認を徹底することで、再発防止に努めていくこととしました。

4 債権関係 1件

(1) 防災くらし安心部防災危機管理課において、債権関係の事務に関して、3万円以上の未収金の督促状発行が遅延した案件が発生しました。業務の遂行について、複数体制で進捗管理を行っていなかったことによるものです。

今後は、複数人での確認を徹底することで、再発防止に努めていくこととしました。

5 補助金関係 3件

(1) しあわせ子育て応援部子ども成育支援課において、補助金の事務に関して、実績報告書に入力誤りがあったため、事業に係る国からの補助金が一部交付されなかった案件が発生しました。提出期限が差し迫り十分な作業時間を確保できず、報告内容の確認が不十分だったことによるものです。

今後は、計画的に事業遂行できるよう対応するとともに、国への実績報告にあたっては、必ず複数人による内容確認を徹底することで、再発防止に努めていくこととしました。

(2) しあわせ子育て応援部子ども家庭福祉課において、補助金の事務に関して、交付申請日から交付決定日まで3か月以上を要した案件が発生しました。担当者が、申請者（市町村）から交付申請された電子メールに気づかず、その後の手続きが遅れたことによるものです。

今後は、申請締切後、交付申請のなかった申請者（市町村）に対して確認を徹底するとともに、担当者のほかに指定する1人に返信してもらうことで、再発防止に努めていくこととしました。

(3) 県土整備部庄内空港事務所において、国庫補助事業の執行に関して、国の補助金交付決定後の施工内容の変更手続きを経ずに工事を発注・施工したため、事業に係る国からの補助金が一部交付されなかった案件が発生しました。変更金額が少額だったため、変更手続きが不要と誤認したことによるものです。

今後は、交付決定後の施工内容の変更について、軽微な変更であっても国へ事前の確認や相談を徹底することで、再発防止に努めていくこととしました。

6 財産関係 2件

(1) 農林水産部農業技術環境課において、共用車のタイヤ交換の際に、誤って他者所有のタイヤと取り違えた案件が発生しました。車庫内に保管している冬用タイヤの保管者の掲示がないため、他者所有の冬用タイヤを交換するタイヤと誤認したことによるものです。

今後は、管理するタイヤの保管場所をテープで区別し、タイヤそのものにも識別用のシールを貼付することで、再発防止に努めていくこととしました。

(2) 農林水産部畜産研究所において、公用車1台の車検切れを見落として使用していた案件が発生しました。所属としてのチェック体制に不備があったことによるものです。

今後は、チェックシートの掲示を行い、定例会議での確認を徹底することで、再発防止に努めていくこととしました。

7 情報管理関係 1件

(1) 産業労働部産業技術イノベーション課において、情報管理に係る事務に関して、他者の電子メールアドレスがわかる状態で送信した案件が発生しました。送信前の複数名での内容確認に漏れがあつたことによるものです。

今後は、「外部に電子メールの一斉送信を行う場合の手順」を作成し、送信前に上司が指名した職員による確認を徹底することで、再発防止に努めていくこととしました。